

# 第12回教育委員会定例会会議録

平成25年12月24日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	委員長	佐藤路子
	委員長職務代理者	山口直樹
	委員	嵐山光三郎
	委員	城所久恵
	教育長	是松昭一
出席職員	教育次長	林晴子
	教育総務課長	宮崎宏一
	教育指導支援課長	渡辺秀貴
	指導担当課長	三浦利信
	生涯学習課長	津田智宏
	国体推進担当課長	小林孝司
	給食センター所長	村山幸浩
	公民館長	石田進
	図書館長	森永正
	指導主事	市川晃司
	指導主事	荒西岳広

国立市教育委員会



午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。早いもので、あと1週間で新しい年を迎えます。師走は何かと気ぜわしい毎日ですが、以前、こんな話を聞きました。幼い子どもを抱えて、「時間がない」が口ぐせだったお母さんが、あるとき幼稚園に通う子どもから、「お母さん、それどこでなくしたの」、「僕と一緒に探してあげるよ」と言われたのだそうです。その優しさと感性に感動するとともに、余裕のなかった我が身を反省したと話してくれました。確かに忙しい毎日ではありますが、心までなくすことのないよう、健康第一で心豊かに年の瀬をお過ごしいただきたいと思います。

これから、平成25年第12回教育委員会定例会を開催します。

今日の会議録署名委員を山口委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります。



### ○議題（１） 教育長報告

○【佐藤委員長】 初めに、教育長報告をお受けします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、11月26日火曜日の第11回定例教育委員会以後の教育委員会事業の主なものについて、ご報告申し上げます。

11月26日火曜日、この日に教育委員会から市長へ、平成26年度の教育費主要施策の予算要望を行いました。

同日、小学校6年生が邦楽鑑賞教室を開催しております。

同日、文化財保護審議会を開催いたしました。

11月27日水曜日に、市教委で第一小学校を学校訪問いたしました。

11月28日木曜日、給食センター運営審議会を開催しました。

12月2日月曜日には、この日から19日まで、市議会の第4回定例会が開会いたしました。

同日、中学生の東京駅伝選手結団式を第三中学校でとり行いました。

12月3日火曜日、給食センター献立作成委員会を開催いたしました。

12月4日水曜日には、校長会を開催いたしました。

12月7日土曜日、道徳授業地区公開講座が八小で開催されました。

12月10日火曜日に、公民館運営審議会を開催いたしました。

12月11日水曜日に、副校長会を開催いたしました。

同日、市議会総務文教委員会が開催されております。

12月12日木曜日から13日まで、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取り組み状況の視察として、兵庫県伊丹市と芦屋市を第2次の視察をいたしております。視察には、三浦指導担当課長、市川指導主事、山崎特別支援教育相談員が参加いたしました。

12月13日金曜日、給食センターの物資納入登録業者選定委員会を開催しております。

12月17日火曜日には、社会教育委員の会を開催いたしました。

12月18日水曜日に、平成25年度の第1回の国立市教育フォーラムを開催いたしました。テーマは、「今、知っておきたい学校生活のこと～お子様の新たなステージを輝かせるために～」ということで、

新入学児童、保護者に向けての教育フォーラムを開催したところでございます。

12月19日木曜日に、国立市教育リーダー研修会（最終回）・修了式を開催いたしました。

同日、スポーツ推進委員定例会を開催しております。

なお、同日に、市議会第4回定例会最終本会議も開催されたところでございます。

その他でございます。

平成26年度の全国学力・学習状況調査の実施について、11月29日付で通知がありました。この通知の特徴的なところは、平成26年度の国の学力・学習状況調査から、市町村の教育委員会がそれぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づいて個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能となったところでございます。既に、新聞報道等でも話題になっている内容のことでございます。

続きまして、土曜日授業の実施にかかわる学校教育法施行規則の一部改正についてでございますが、これも11月29日の改正の告示がございました。これまで、学校教育法施行規則の第61条で、土曜日の授業については特別の必要がある場合は行ってもよいというようになっておったところでございますけれども、今般の改正では、この部分が、教育委員会が必要と認める場合は、土曜日授業を行ってもよいということで、土曜日授業の実質的な規制緩和が図られたところでございます。

続きまして、最後になりますが、中央教育審議会の今後の地方教育行政のあり方についての答申についてでございます。12月13日に、教育委員会制度の見直しを含む今後の中央教育行政のあり方についての中教審の答申がまとめられ、中央教育審議会より文部科学大臣に提出されたところでございます。今後、政府・与党協議で結論をまとめて、来年の通常国会に地方教育行政法等の関連改正案を提出する方向にあるということでございます。

教育長報告は、以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告をいただきました。ご意見、ご感想などございましたらお願いします。  
山口委員。

○【山口委員】 質問ですが、この時期、感染性の病気、ノロやインフルエンザなどがはやり始めるころかと思うので、状況など、もし何か起こっていることの対応をどうしているか、お聞きしたいということです。

それから、簡単でいいのですけれども、いろいろと聞きたいのですが、公民館の運営審議会と社会教育委員の会の進みぐあいのようなことについて、報告をしていただければと思います。

そして、もう一つは、12月12日から13日にかけてのインクルーシブの状況視察、2回目だと思うのですけれども、それについてもご報告いただければと思います。

多いですけど、よろしくお願いします。

○【佐藤委員長】 では、初めにインフルエンザ等の感染症の実態でしょうか、状況についてお願いします。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 東京都レベルでは、若干、インフルエンザ等は流行の兆しが出てきておりますが、国立市内の学校においては、インフルエンザ等が多く出て、学級閉鎖等になるというような状況は、現在のところございません。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では続いて、公民館で、よろしいでしょうか。

公民館運営審議会の状況を、石田公民館長、お願いします。

○【石田公民館長】 現在、公民館長からの諮問であります、「現代の地域社会に求められる公民館事業について」の答申への取り組みをしているところでございます。

公民館の事業について、過去、現在を振り返って、今後、新たな課題ということで、課題出しについて取り組んでいるところでございます。

三つのワーキンググループ、これは1グループ4名から5名なのですがすけれども、ワーキンググループに分かれまして、定例会以外に話し合いの場を設けて、素案づくりに努めています。答申の期日が、来年、平成26年の6月になっていきますので、それに向けて、おおむね4月ごろまでに、ある程度の骨子を固めて、内容については、推敲していくという計画でございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、社会教育委員の会の状況でしょうか。

津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 ことしの5月より、第20期の社会教育委員会を発足させまして、「家庭教育支援の充実について」という諮問に対して、現在、国の動向や国立市の現状を紹介し、議論をしております。12月17日におきましては、その家庭教育支援をどういう領域で考えていくのか、対象にしていくのか、実行していくのかということ、事例を使いながら考えていただいて、さまざまな機関から選出されている方がおりますので、次回以降、各委員から、それぞれ思うところを発表していただくということで、進めていく状況となっております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では続いて、インクルーシブ教育に関する取り組み状況の視察について、お願いします。

三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 それでは、12月12日、13日両日に実施をいたしました、第2回目のインクルーシブ教育システム構築モデル事業の視察について、報告をいたします。

本市と同様に、インクルーシブ教育システム構築モデル事業のスクールクラスター地域指定を受けている両地域を、視察訪問いたしました。

1日目の兵庫県伊丹市は、伊丹市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を設置しており、校種間の接続を意識した取り組みがなされていきました。特に、公立幼稚園に、「チューリップ組」を設置し、県費で教員を加配し、個別ニーズへの対応を進めておりました。

また、福祉部局と連携して、支援情報ファイル、「ステップ★ぐんぐん」を作成し、個別の支援計画として活用していた取り組み状況について、情報共有をすることができました。

2日目の兵庫県芦屋市では、兵庫県教育委員会が芦屋市教育委員会並びに県立芦屋特別支援学校と連携して進める取り組みがなされていきました。

芦屋市のモデル地域では、将来構想として域内の全児童・生徒は、通常学級に学籍を置き、必要な教育指導を通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の場において実施することをベースとした特別支援教育の推進が参考となりました。

芦屋市は、本市とほぼ同規模の行政区であります、市内に特別支援学校が設置されていることで

の推進体制の強化については、東京都教育委員会とも情報を共有し、都が進める特別支援学校のセンター校機能の充実を求めている内容でありました。

両地域とも、それぞれの実態に応じた取り組みが進められておりました。本市においても、両市の取り組みを参考にしながら、モデル事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○【山口委員】 それぞれ進んでいる状況を確認させていただきました。

これらの状況について、知らなかったものですから、申しわけございません。

いろいろと進めていただいているので、よりしっかりと、また、今後も進めていただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

インクルーシブ教育については、次年度、2年目になりますので、教育資源を活用した具体的な取り組みを進めていく段階ではないかと思えます。さらに、関係機関と横の連携を図ることも必要ですし、各校に1人ずついます特別支援のコーディネーターの先生の役割も、これからさらに考えていなくてはいけないのかと思えます。

次年度の体制を考える時期でもありますので、コーディネーターの役割は非常に大きいことから、特別支援に関する専門知識はもちろん、思いであったり、また、コミュニケーションを図る、連携を図るという意味でも、お力のある先生に、ぜひお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 今月もいろいろと参加させていただいた中で、幾つかお伝えしたいと思えます。

まず、駅伝の選手の結団式に伺わせていただいたのですけれども、急遽、職員の方がお休み返上で、ビデオをつくっていただき、昨年の子どもの様子などを見せていただいたときの子どもたちの食い入るような表情がとても印象的でした。

3校、あるいは4校で、1チームをつくっていくところが、毎年見ていると、なかなか難しいところなのかなと思ったのですけれども、この機会を使って、新しい体験をして、自分にとって本当に限界がない、挑戦ができるというところで、皆さん頑張っていたきたいなと思えました。

それから、八小の道徳の地区公開講座があったのですけれども、とてもおもしろい取り組みで、講師の方が、参加者の保護者の方や、私たちも含めて、子どもたちと一緒に4人グループをつくって、その中でディスカッションをしたり、自分の考えを発表し合ったりという場を設定していただきました。親子で組まれているところがあったり、それから先生と組んでいたりと、いろいろな組があったのですけれども、講師の方が、最後まで正解は、「何」というところを言わずに、好きに自分たちで発表したり、そういうところにとっても主眼を置かれていて、とっても活発な時間になっていて、やりようによってはいろいろな人を巻き込んだり、新しいことができるのだなというように思いました。やはり、ただ聞いているだけだとつまらなくなってしまうかもしれないので、どんどん自分が出て行って、そこで発言をしたり、大人の方もぜひ分心を耕されたような雰囲気でしたので、ぜひ、ほかの学

校でも取り組んでみたらおもしろいのではないかと思います。

それから、教育フォーラムのほうでは、これから入学されるお子さんを対象にフォーラムを開催していただいたのですが、思った以上にたくさんの方がお見えになっていて、各校漏れなく参加されているような状況で、見ていて、最初は緊張なさっていたような感じなのですが、最後には、各校の先生方と十分に時間をとるといった設定もしていただいている、なかなか別れがたいような感じで、お話が盛り上がっているような感じでした。

そこで、一つ質問なのですが、フォーラムでの皆さんからの感想や、学校から出てこられた先生方の感想などをお聞きしたいのが、一つあります。

もう一つお聞きしたいことは、六小で、がん教育ということで、高学年で、一中と同じ先生が講師で講義をされたのですが、小学校では初めての授業だったということで、とても先生自体もエキサイティングだということにおっしゃって、とてもわかりやすい内容でされていたのですが、お忙しい先生のようなので、講義が終わった後に、終わったことを振り返る時間など、その時間がどうであったのかというところを、どのぐらいまでなされたのかということをお聞きしたいので、教えてください。

そして、もう一つは、一中で、「いじめ防止プログラム」を見せていただいたのですが、わかる範囲でいいのですが、子どもたちからの反応や、学校のプログラムを通しての反応など、来年度に向けて、何かプログラムを取り入れてしていこうと考えていることなどが、もしありましたら、わかる範囲で教えてください。

○【佐藤委員長】 大きく三つ質問をいただきましたので、初めに、教育フォーラムに参加された保護者、先生方の感想からお願いします。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 教育フォーラムのほうなのですが、保護者の方が32名いらっしゃっていただきました。その中で、アンケートの回答いただいたのが、10名ほどでしたけれども、そのほとんどが、この機会を設けていただいて非常に良かったということです。

特に、就学前の時点で、学校についての情報が薄いということで、ご不満が多かったということです。この機会によって、国立市が目指しているところ、学校教育のことがよくわかったと、何よりも学校の先生と、実際に行く学校の先生と直接お話をできたこと。少人数だったので、いろいろなことを質問し合えたからということで、とてもご好評をいただきました。

ただし、開始の時期について、もう少し早い段階からやっていただくとありがたいということや、それから、全体で説明したのが、国立第五小学校の例を挙げていたのですが、ぜひとも、全校の特色ある取り組みについて知りたいと思いましたというようなご意見もいただいているところでは。

以上です。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、六小のがん教育について、振り返りの部分でしょうか、それから、子どもたちの感想も、もしありましたら、交えてご報告いただければと思います。

市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 城所委員のご指摘のとおり、講師の中川先生が大変お忙しい方なので、終わっ

た後、どういう成果があって、どういう課題が出たかっていうようなところは、なかなか把握しにくいので、事前にアンケートを用意していきまして、児童に実施いたしました。

今回、大きく3点、項目を設定しまして、1点目は、生活習慣を見直す授業について、生活習慣を見直す大切さについて、深く考えることができたかということです。これは、体育の保健領域との関係で行っていますので、このような設問にしました。

2点目は、がんについてよく理解できたかということです。

3点目は、がんの授業を通して命の大切さについて、深く考えることができたか。いずれも、97%以上の子どもたちが肯定的な評価を行っているところです。

幾つか子どもの感想をご紹介しますが、「私は、今まで、がんはまだ知らなくてもいいものと思っていましたが、小さいころから知るということも大切ということがわかりました。がんにならないように、私は生活習慣を見直したいので、これからは睡眠、食事、運動に気をつけながら生活をしていきたいです」と、これは、まさに生活習慣の部分になります。

2点目ですが、「がんという病気は、なかなか治らない病気だと思っていましたが、6割が治っているということを知って驚きました。早期発見が大事だと思います」と、これは、がんの本質的な部分についての感想です。

最後です。「命がどれだけ大切なのかを教えてください、改めて健康について考え直そうと思いました」と、このような感想を述べている児童もいます。

いずれにしても、六小の先生方が、大変保護者会や学期末の成績処理で忙しい中、本当に子どもたちのためになるという一心で、一生懸命準備行ってくくださったことに感謝しています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

続いてよろしいですか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 一中のいじめ防止プログラムの子どもの反応など、荒西指導主事、お願いします。

○【荒西指導主事】 いじめ防止プログラムについて、学校側の教員の声から、まずお届けしていきたいと思います。

まず、このプログラムの成果が、大きく3点あるというお話を伺っています。

まず、1点目は、いじめに対する認識というものを学年全体で共通認識することができたという点です。これまで、学級担任や学年等でそれぞれいじめに対する指導は行ってきたのですが、若干、多少のニュアンスのずれとか認識のずれというのがどうしても生じてしまうところを、一気に取組みめたということで、かなり共通理解を図ることができたということです。

2点目は、外部の専門家から聞く話というのがとても説得力があって、生徒の心によく響いていたということです。当初、このいじめ防止プログラムの指導法というのを、教員が見て学んで、次年度以降、教員が取り組んでいこうというようなプランもあったのですが、教員の手応えからすると、やはり利害関係のない、全く新しいところの人がその場で感じたことなど、そういったことを客観的にお話していただけるということが、子どもの心に響くのであろうということでございましたので、外部から先生を招聘したということは、意味があったことであるというように捉えております。

3点目は、このプログラム本来の求める目的どおり、いじめ防止に対して、生徒が主体的に取り組



んでいこうという機運が生まれてきているということでございます。本プログラムの趣旨に応じて、多くの生徒がスクール・バディの取り組みに参加している状況です。こういったところで、学校全体でいじめをなくしていこうという機運が生まれてきているということを学校の先生も感じているということです。

生徒の直接的な生の声というのは、まだリサーチしてないところなのですけれども、実際のところ、自主的にワークショップなど招集をかけたときに、42名の生徒が、スクール・バディトレーニングに参加をし、その後、27名が実際にスクール・バディとしての活動を開始しているということでございます。他地域の取り組みですと、スクール・バディというのは、10名程度だというような話や、それ以下と聞いているところなのですが、一中の子どもたちの心に非常に響いて、自分たちで頑張っていこうという取り組みが醸成されたのではないかと客観的に分析しているところです。現在、スクール・バディの取り組みは、きょうが3回目ということで、もう既に、2回取り組まれておりまして、メンバーの発案によってスクール・バディの人たちは、緑のピースリボンを身につけて学校生活を送っているなど、そういった自主的な活動を行ってきているということでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

いじめ防止プログラムに参加をした一中の生徒の感想を、保護者を通して聞く機会がありました。講師の方のやりとりを含めて、「とても楽しかった」、「有意義な時間だった」ということと、「実際にスクール・バディとして活動することを前提にして、自分たちにできることと、してはいけないことを、川の流れにたとえて教えていただいたことが、本当に目からうろこで、非常に勉強になった」ということでした。

いかがでしょうか。

○【城所委員】 追加で質問していいでしょうか。

スクール・バディは、もちろん子どもたちで運営をしていくのですけれども、誰か担当の教員など、流れをずっと見守る大人のような補助の方はいらっしゃるのですか。

○【佐藤委員長】 荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 スクール・バディの取り組みについては、担当教員がついておりまして、その都度、全ての時間にといいくことではないのですが、毎回毎回、必ず顔を出して、その成果の状況等を確認するようにしております。

また、今後のことなのですけれども、スクール・バディのトレーニングといったところで、なかなか全ての教員でどういふことを行っていたのかということ、共通理解ということは難しかったということがありますので、そのあたりをまず、来年度、どのようにしていくかということ検討していくことと、それから、スクール・バディの取り組みについても、担当教員しかわかってないという状況をなくすために、職員会議や夕会などで、動きがあったときにすぐに報告する体制を整えていきたいというような形で、進めさせていただいております。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

担当教員のみならず、やはり学校としての共通理解がとても大事だと思います。生徒が主体的に取り組むことは非常に喜ばしいことであると同時に、それには支える先生の存在と、学校としての体制づくりが不可欠だと思います。今回のプログラムを導入したからといって子どもたちが180度変わる、

学校にいじめがなくなるということではなくて、この機会をどう生かしていくかは、学校としての今後の取り組みにかかっていると思いますので、ぜひ、学校もその自覚を持っていただいて、この活動が継承発展するように、多くの先生方に共通理解をしていただいて進めることが必要だと思います。また、次年度は、中学校3校に広げることなので、ほかの2校についても、今から、一中で見えてきた課題を踏まえて、ぜひ、働きかけをお願いしたいと思います。

また、研修のときに、子どもたちが、このプログラムに参加をした動機を一言ずつ話す時間がありました。全員が話したのですけれども、その中で、学校やみんなの役に立ちたいと思ったというような発言が非常に多かったです。最初は、その発言に少し冷やかしの声が飛んでいたのですけれども、あまりにその声が多かったこともあってか最後は、本当にみんな静かに聞いていました。同じ思いの生徒がたくさんいたことは、おそらく安心感や今後の活動への意欲につながったのではないかと思います。それから、身近な人や、自分がいじめられた経験があるという生徒から、「今度は支えられる側から支える側に回りたい」という発言もありました。子どもたちのそうした思いを、ぜひ、先生方にしっかり受けとめていただきたいと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

学校行事などの感想をお話する前に、1点、今回、市報に中学生の税についての作文と税の標語の表彰の様子が載っていました。きょういただいた学校だよりも、これは中学校かもしれませんが、さまざまな子どもたちの活躍が紹介されていました。こうした形で子どもたちの挑戦や力をたたえて、多くの方にお伝えすることはとても大事だと思います。一人一人のよさを生かし、伸ばしていくには、子どもをほめたたえ、認める、そのための多くの尺度が必要だと思います。もちろん学習に関しては、評価基準を明確にして、保護者に伝えてはいますが、それ以外にも、より多くの角度から子どもたちをたたえる評価の基準や機会をつくって教育を進めていきたいということを考えました。

その他の感想ですけれども、先ほどもお話ができましたが、市教委訪問と道徳授業地区公開講座が、平成25年度、全校終了しました。全11校が、本当にさまざまな課題、大きなものから小さなものまで、さまざま抱えながらも、先生方がとにかく常に学ぼうという姿勢を持って、子どもたちを見守り、また、支えていただいて、授業改善、それから、日々の教育活動を頑張っていたという姿を拝見して、心から感謝をしています。

また、市教委訪問は、校長会の依頼を受けて、毎年、実施をさせていただいています。これからも、学校教育の質の向上に資するものとして、大切に考え、臨んでいきたいと思っています。

それから、音楽会も小学校2校でありました。合唱、合奏一つとっても、リズムや拍、それから振りつけなど、いろいろと表現に工夫があって、まずレベルの高さに驚きました。これは見ていただいたほかの教育委員も、同じ感想だと思います。高みを目指して、子どもと先生が力を合わせて挑戦をして、当日を迎えたということがよく伝わってきました。子どもが持っている力をさらに伸ばす、それから、日々の地道な教育活動の成果を発表する場として、成り立っていることがとてもうれしく思いました。また、先生方の合唱や合奏もありました。練習時間もない中で、子どもが喜んでくれるなら何でもやろうという姿勢が、本当にうれしかったです。また、子どもたちも大喜びでした。こうした真心のふるまいが、子どもや保護者に必ず伝わると思います。

それから、がん教育については、いろいろな感想、それから報告をいただきました。保護者や地域の方からは、「子どもたちが高学年のこの時期に、こうした内容のお話を聞いたことはとてもよかった」、また、「すばらしい取り組みですね」という声もいただきました。こうした外部の方を招くと

いう場合には、講師の専門性を生かしつつ、やはり教育の場にふさわしい内容にするために、いろいろな陰の努力が必要だと思えます。先生方の準備はもちろん、今回は、指導主事に、かなりお骨折りをいただいて、すばらしいがん教育の授業ができたということも伺っています。ぜひ、子どもたちの学習に、それから成長に資するものになるように、本当に表には出ない、大きな軌道修正から微調整までさまざま必要だと思え、ご苦労も多いかと思えますけれども、子どもたちの成長につながる教育を進めていくためにも、これからもよろしくお願ひしたいと思えます。それから、児童の感想からがん教育が命の大切さに結びついたということも伺って、とてもうれしく思いました。

教育フォーラムについても、城所委員からもお話いただいたとおり、とても内容が充実していたと思えます。指導主事の説明、具体的な学校での実践例、それから生活の様子の映像もとても効果的だったと思えます。駅伝の結団式での映像も効果的でした。私が、何回かデータバンクについて申し上げたのは、こうした映像を整理して、その時々にはふさわしいものを、活用できるようにということで申し上げましたので、ぜひ、こうした取り組みも続けていただきたいと思えます。新入学児童の保護者に向けてのフォーラムについては、開催時期、それから学校の幅広い取り組みも知りたいというお声も大事にさせていただいて、ぜひ、次回につなげていただければと思えます。

それから、先ほど教育長報告の中で、学力テストの結果の公表と土曜授業のことについても、報告をいただきました。先々月、話題にしたときに、公表については、その後の施策が伴わないと意味がないので、今後の動向に注目しながら校長会の意見を伺ってという返答で安心をしました。ただし、今回の区市町村教委の判断で公表できるようになった背景には、学校に対する最終的な権限を持っている区市町村教委が判断することが適当であるという考えがあったとも聞いています。それを考えると、この後の陳情にも出てきますけれども、中教審の答申では、教育行政の最終的な決定権限をどこが持つかということで意見が分かれていますので、まだ、結論が出ていない話なので、今、お話するものかどうかと思ったのですが、やはり教育委員会制度の見直しということを考えると、学力テストの結果公表については、さらに慎重に扱って、また話し合って結論を出すが必要ではないかと思えます。

それから、土曜授業について質問があります。自治体の判断で行いやすくなるような改正がありました。教育過程の説明を終えた時期かと思えますが、次年度、小学校、中学校ともに、土曜授業の取り組みについての大きな変更点や、軌道修正はあるのか、お伺ひしたいと思えます。

市川指導主事、お願ひします。

○【市川指導主事】 土曜授業の実施については、結論から申し上げますと、昨年度と大きな変更は行っておりません。具体的には、小学校においては、年間8回程度、中学校においては、年間4回程度ということですが、数に差があるのは、数年前までは8回程度というように、共通で行っていたのですが、中学校においては4回程度が望ましいと、中学校長会でお話がありましたので、それに照らして、そのようにさせていただいているところです。いずれにしても、土曜日ならではの教育内容に沿って土曜授業行われるように、今後も助言をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

もう一つ、新聞に国立市教育委員会がPHSを追加導入したこと、また、緊急事態にも対応できるように整備を進めているという記事がありました。この導入によって、活用が広がることを期待していますが、具体的な活用について、少しお伺ひしたいと思えます。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 まず、このPHS導入の大きなきっかけとなったのは、調布市の食物アレルギーの事故です。食物アレルギー、アナフィラキシーショック等が起きたときには、複数の教員が連携して対応する必要があるということで、特に、養護教諭なども速やかに連絡がとれないときがございましたので、PHSを導入したいと考えておりました。調布市でも、小学校では学年に1台、中学校では3学年全体で2台程度、慈恵医大との連携の中で導入したという記事が載っていますが、国立市で入れる場合、可能であれば緊急時の対応をメインとして、それ以外に、校務改善、日常の、校務上です。教室あるいは職員室にいただけではありませんので、PHSを勤務時間中常備することは、校務改善に繋がると。さらには、3.11のときに、一般の携帯よりもPHSがつながりがよかったということもございましたので、大きな震災等起きたときには、有効活用できるであろうということで、導入してございますので、もろもろの関係ということでの通信業者等と調整する中で可能となったので、この3学期から使用するという導入いたしました。日常的には、校務改善、校務を行っていく中で、十分活用できるであろうと考えてございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) 陳情第2号 「地方教育行政への国の介入強化」を求める中教審の審議や文科省の施策に、反対の意見書を提出頂きたいこと等の陳情

○【佐藤委員長】 それでは次に、陳情に移ります。

陳情第2号「地方教育行政への国の介入強化」を求める中教審の審議や文科省の施策に、反対の意見書を提出頂きたいこと等の陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいという申し出がありますので、これを認めることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。説明に当たっては、趣旨に即し、簡潔なご説明をお願いいたします。

それでは、陳情者の方、どうぞお願いします。

午後2時39分休憩

午後2時49分再開

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻ります。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 陳情の要旨は、1ページにあって、今の陳情者の思いのたけの内容で、私が都市教育長会や都の教育委員会の会合で発言しろということと、国立市教委から文科省に、その旨の意見書を出せという内容で、そこまではよくわかるのですが、今の陳情者の発言内容もですが、ここに書かれてある、この陳情書の2の陳情の具体的内容と理由等ということで、5ページにわたって書かれておりますが、一生懸命読んだのですが、なかなか、支離滅裂的で、言いたいことがわかるようでわ

からないってところがございました。陳情の中で、具体的に文科省へ意見書を出せ、あるいは、具体的な反対の意見を公の場で述べてくれという陳情の場合は、できるだけ具体的な内容を項目別に列挙して、具体性を持って、簡潔明瞭に書いていただくと、もう少しいろいろなお話や、意見も出せるのかと思うのですが、いかんせん、少し読んだ限りでは、私の理解力だと、なかなか理解しがたいようなところも随分ありました。ぜひ、今後は、陳情の出し方についても工夫をしていただければと希望しておきます。

そうした中で、幾つか、この陳情の文章の中で、私としては少し気になる部分がございます。

一つは、コミュニティスクールについて、コミュニティスクールの代表を教育委員として専任することは有効であるということが、確かに審議経過の中でも報告されておりますし、最終報告の中でも書かれております。ですから、そのこと自体について、私は反対するものではありません。一つの選択肢として、そういう方にも教育委員になっていただくことはいいことだろう、効果があるのだろうと、私はそう思います。ですから、ここで陳情者が言っていることは、「いわゆる、役職のない普通の父母がよい」と言っているのですが、このところ意味が、いま一つよくわからないということがございました。

それから、陳情者は、今回は、陳述の中では申されませんでしたけれども、ここで、法令や学習指導要領等が詳細に定められており、現在では、政治的中立性が脅かされるような事態はほとんどないのではないかという意見が出されたということについて、2ページの<1>で、この部分を削除した上で大幅修正しろというふうな陳情になっているのです。これは、審議経過の中でさまざまな意見が出て、その意見の羅列として、一意見として載っているだけの内容なのです。もちろん、これに反対する意見も審議経過の中では列挙されているのです。そうしたさまざまな意見が書かれているにもかかわらず、この部分について削除し、大幅に修正しろという、一種、言論の自由や思想・良心の自由を侵すような、陳情はいかがなものかと思えます。この発言に関して、反対があるという気持ちを示すならいいのですけれども、それを削除、抹殺しろというような陳情は、私には理解できないということがございます。

それから、次の3ページです。<2>に、先ほどおっしゃっていましたが、このB案が教育再生実行会議の提言に即したものであるというような、これが教育再生実行会議の提言に近いですというようなことをおっしゃった審議委員がいるということが、これも審議経過の意見の中で、そういう意見も出されたというように書いてあるだけで、だからといって、中教審がその意見そのものに賛意を示したわけでもなく、それに対して、「情けない書きぶりだ」というように書いてあるのですけれども、どうしろってということが、具体的には述べられてないのです。しかも、実際、B案は、先ほど陳情者が申していた教育委員会制度の本来の執行機関としての独立性を、何とか担保しようという案ですから、それについて、先ほどもしっかりそういう方向で進んでほしいというようにおっしゃっているにもかかわらず、こういう書き方をしているということも、少しわからないところがございました。

ほかにも幾つかあるのですけれども、全体的、結論的に申し上げますと、今、幾つか指摘しましたように、非常に不適切な陳情項目があるということ、それから、一部、適切さや的確性を欠いたような陳情内容であるということですので、私は、この陳情については不採択とすべきと思います。

なお、先ほど陳情者が、この場所で述べられた内容、ここに書かれている内容については、当然ながら個別意見として出されることは、一向に構わないので、おそらく陳情者も分科会のほうに、パブ

コメをお寄せになったのだらうと思いますので、そういったパブコメの中で、ぜひ、大いにやっていただければと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ご意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 陳情者からの陳情をいただいて、正直言って、この文章を読んでいると、だんだん頭の中が混乱をしてきて、何が言いたいのかと、そして非常に過激な言葉が入っているような気がして、そのことばかりに、実は目が行ってしまって、肝心なところ、おっしゃりたいことが伝わってこないと、今、是松教育長が言われたことだったのかと思いつつ、聞いておりましたので、いわゆる教育行政も、今後変更していくってことで、今、動いているのですけれど、そのことはしっかりと、私は見ていかなければいけなくて、気をつけていかなければいけないことだと思いますし、おそらくそのことを言いたいのかと思いつつも、そのあとのところは、正直言ってついていけない、難しいのですけれども、言葉的に、非常に私事的に入ってきて、私はそういうようには思わないっていうことも結構あるので、それに関しては、やはり受け入れられない部分もあるというように思います。ただし、思いとしては感じられるところはあるのかなというように感じているところで、とても抽象的な発言で申しわけないのですけれど、今後、この内容についても精査しながら、いい方向性になるような努力は、私はしていかなければいけないと思っております。

この陳情に関しては、意見を言わせていただくと、これは不採択ということが適切かというように思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにご感想、ご意見等ありますか。

城所委員。

○【城所委員】 ご意見ありがとうございます。お気持ちを察すると、とてもよくわかります。おそらく、何か得体のしれないものにコントロールされるのではないかという恐れや怖さ、例えば、時代が逆行するのではないかなど、教育の件に関して以外にも、流れるにそういうことが起きているような感じが、何となく肌では感じているような気がしています。その中で、今、制度を変えようということで審議をされていて、私も、審議報告に目を通していただいて見ているところです。何かを決めていくときというのは、ある方向に向かって、その結果が欲しくて決めていくのだと思うのです。この件に関してだけではなくて、そのことがはっきり、子どもたちのためにと行って、大人が何かをなし遂げるっていうことは、私はあまりよろしくないと思っているので、本当に、いろいろと、人が権限を持つ、持たないなど、いろいろなことが取り沙汰されていますが、大人の力の取り合いにならないでほしいということが、私の願っているところです。意見自体、これを丸のみして採択するということは、少し私も難しいと思ったのですが、部分部分で、感情的にわかるということもあります。私も、今、教育委員をさせていただいているので、このことは見守って行って、また、必要があれば皆さんと、ご意見を交わしたりして、今後流れを見ていきたいと思っています。

よろしいですか。

ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 何を言っているのか、よくわからなかったです。内容には、筋はありますが、これは一種の街頭で渡されるアジビラです。特定のイデオロギーに基づいて、自論を展開している。一つ陳情をするのだったら、問題点を突いていることはわかるのだけれども、例えば、「責任の所在は、教育長、責任者が教育長なのか教育委員長なのか」と線を引いているところは、こういう捕まえ方や、それから、ところどころに出てくる独特で中にある感じは、アジビラではないですか。駅でまいてい、その気配を感じたということです。

問題点は、現在の教育委員会制度が、A案、B案にするということで、我々も承知しています。そのことがどうということもあるけれど、こういう形で、何かピラ的に来て、一つの方向で善悪ということを決めていて、どんどんまいていくピラの気配がしたので、生理的に受けつけませんでした。感想です。

以上です。

○【佐藤委員長】 ご感想をいただきました。

私も感想を申し上げます。

陳情の内容については、皆さんもおっしゃっていたように、ややわかりづらい点もありました。わかりづらいながらも、細かいところでは、違う意見を持っています。しかし、個人的には、今回の中教審の教育委員会制度改革の答申については、いろいろな面で危惧を抱いている一人です。この中にも、責任の所在の不明確ということが取り上げられていますけれども、これについては、多くの指摘があるところですし、もっともだと思いますので、明確にする必要があるかと思えます。しかし、そのあとにもあるように、まず、教育行政の政治的中立性、継続性、安定性の確保などが大前提にあるべきだと思います。責任の所在を明確にする、それから教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保する、その両方を満たしてこそその改正であるべきだと、私は考えています。陳情者の思いは理解いたしますけれども、陳情内容の、「個人に発言をしてほしい」というところ、あるいは、「市教委として、文科省に意見書を提出する」ということは、いかがなものかと思えますので、この陳情を採択することは、難しいと思えます。いずれにしても、今ある教育委員会制度の中でできること、すべきことを、確実に進めていくことが、大切だと考えています。

皆様のご意見を伺いましたので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。

本陳情は、不採択とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 陳情第2号「地方教育行政への国の介入強化」を求める中教審の審議や文科省の施策に、反対の意見書を提出頂きたいこと等の陳情は、不採択といたします。



○議題(3) その他報告事項1) 平成25年国立市議会第4回定例会について

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項に移ります。

報告事項1、平成25年国立市議会第4回定例会についてに入ります。

林教育次長、お願いします。

○【林教育次長】 それでは、教育委員会に係る案件を中心に、平成25年国立市議会第4回定例会について、ご報告申し上げます。

本定例会は、平成25年12月2日から18日間の会期で開催されました。

初日の本会議では、教育委員会関係の専決処分事項1件を含む報告3件、くにたち郷土文化館、国立市古民家、くにたち市民総合体育館、くにたち市民芸術小ホール指定管理者の指定についての議案や、教育費を含む平成25年度一般会計補正予算案等、市長提出議案43件、陳情3件が提出され、一部の即決案件を除き、各常任委員会にそれぞれ付託されました。

なお、第3回定例会に提出され、10月の決算特別委員会を経て継続審査となっておりました、平成24年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定5件が採決され、全て認定となりました。

12月4日水曜日から9日月曜日までの4日間は、一般質問が行われました。20名の議員が一般質問を行いました。このうち10名の議員から教育に関わるご質問をいただきました。

自民党・明政会・東議員より、教職員の時間外勤務について問う、小学校英語教科化について問う、小中学校の教材について問う、日本共産党・尾張議員より、市立図書館施策の充実について、市のアンケートで2番目に多い駅前図書館について、生活者ネット・小川議員より、15歳から39歳の若者への支援の現状について、自民党・明政会・大和議員より、三中への夜間照明と他の小中学校への設置について、民主党・稗田議員より、防災教育への取り組みについて、つむぎの会・池田議員より、国立市の教育施策について、目指す方向性と子供たちの置かれている現状、課題を問う、特別支援教育について、国立市内各校の整備状況について、その子に合った個別ニーズの見きわめとは何か、市立第七小学校の道路問題について、七小建設時の用地買収から今日までの経過・市の対応を問う、創立40周年を経ても、解決されないままの「教育環境整備」とは何か、公明党・小口議員より、学校におけるがん教育について、生活者ネット・前田議員より、人権教育について、「いじめ防止プログラム」の成果と課題、今後の展開、弁護士による出前授業の可能性、子どもの人権相談・救済機関について、不登校児童・生徒への働きかけについて、専門的な講師を招いたキャリア教育の実施について、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）にかかわるリスクの周知と回避について、自民党・明政会・石井議員より、小中学生における議会見学及び傍聴について、公明党・中川議員より、食物アレルギーを持つ子どもたちの給食の対応について、群馬県渋川市で導入している「子ども安心カード」について、以上のご質問をいただきました。

12月11日に総務文教委員会が、12日に建設環境委員会が、13日に福祉保険委員会が開催され、本会議初日後に追加提出された議案3件を含め、本会議からの付託案件が審議されました。

教育委員会関係では、くにたち郷土文化館の指定管理者の指定についてほか3件の指定管理者の指定についての議案のほか、平成26年度からの第三中学校特別支援学級再開級にかかる経費を含む、平成25年度一般会計補正予算（第8号）案が、総務文教委員会において審議されました。

また、報告事項として、スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）について、同委員会に報告いたしました。

12月19日に、最終本会議が開催され、常任委員会終了後に提出された議案1件を含め、市長提出議案は、全て原案のとおり可決されました。

以上が、平成25年国立市議会第4回定例会の報告でございます。

○【佐藤委員長】 市議会報告をいただきました。ご質問、ご感想などございますか。



城所委員。

○【城所委員】 二つほど質問があるのですが、池田議員さんの、創立40周年を経ても解決されないままの「教育環境整備」とは何か、これは、どのようなことを指しているのか、一つお聞きしたいのと、もう一つは、石井議員さんからの、小中学生における議会見学及び傍聴についてという件が、どのような件だったのか、少しお伺いしたいと思います。

○【佐藤委員長】 では、二つの一般質問の内容についてよろしいでしょうか。

○【城所委員】 そうです。

○【佐藤委員長】 では初めに、教育環境の整備について、池田議員からいただいた一般質問についてから、お願いします。

林教育次長。

○【林教育次長】 まず、質問の内容でございますが、第七小学校の学校敷地内を通る道路の計画がございまして、このことに関するご質問でございます。

具体的に申し上げますと、現在、計画が凍結というように言われておりますが、毎年度、PTAのほうから、計画中止の要望がございまして、これについて、建設時の用地買収等の事情と、これまでの経過について問うというものでございます。

それから、石井議員の議会傍聴についてでございますが、他市での小学校6年生の市議会傍聴の例を挙げまして、国立市民の一員として、まちづくりの主役は自分たちであるという自覚を培うために、小・中学生のころから政治への関心を高めるために、政治活動の場面の一つとして、議会を実際に見る体験をさせてはどうかといった趣旨のご質問でございました。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 いかがでしょうか。

○【城所委員】 七小の件は、用地買収以外に何かあるのかと思って、お伺いしたかったのです。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(4) その他報告事項2) 11月ふれあい月間(いじめ、不登校等に対する取組み)に関する報告について

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項2に移ります。

11月ふれあい月間(いじめ、不登校等に対する取組み)に関する報告について、荒西指導主事、お願いします。

○【荒西指導主事】 それでは、11月のふれあい月間に関する調査を報告いたします。

不登校、暴力行為、いじめの順に、説明いたします。

まず、不登校です。11月30日現在、13日以上欠席している児童・生徒のうち、不登校として上げられる児童・生徒数は、小学校で13件、中学校で30件です。昨年の同時期では、小学校が14件、中学校が35件でした。

暴力行為につきましては、11月の1カ月間、小学校では0(ゼロ)件、中学校では3件と報告が上がっております。3件のうち、けんかによるものが、1件、それから、器物損壊が、2件となっております。昨年度の同時期は、小・中あわせて、10件の報告がありました。

続いて、いじめです。いじめの実態調査は、9月末の時点で実施したということもありまして、今回、詳細についての調査はありませんでした。

ご報告しているのは、いじめの実態及び対応状況把握のための調査、9月末にあったいじめの調査のうち、9月30日時点においてもいじめであることを疑い、引き続き確認を要する件数について報告しておりましたので、その報告した件数が、その後どうなったのかという調査、この項目、1項目のみでございました。

(1) のいじめであることを疑い、引き続き確認を要する件数、これは、9月末の時点で、小学校4件、中学校16件と報告させていただきましたが、そのうち(2)、(3)のように解消をされています。(4)が、まだ対応中という件数なのですが、こちらにつきましては、実態把握を進める上で、課題がどちらにもあるような状況で、なかなか指導が進まないというような状況、それから、お互いの言い分が合わずに、不明瞭な、明確な解決方法が見出せてないというような継続件数、それから、一定の解消が見られたのだけれども、これまでずっといじめの対応のようなことがあったということで、なかなか解消というような判断できず、今、継続して見守っているような状況であるというようなことを、学校から、報告を受けているところでございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたら、お願いします。

山口委員。

○【山口委員】 不登校、暴力行為、いじめ、全体的には横ばいなのか、多少減少しているのかと思って、数字を聞いていたのですが、そのあたりの全体状況について、何か判断といいますか、このような感じなのかということはどうですか。

○【佐藤委員長】 荒西指導主事、お願いします。

○【荒西指導主事】 今、各機関との連携等を強めようというように考えておまして、不登校状況に陥った子どもに対するケアというのも、少しずつ行っています。

ただし、今、学校が一番力を入れて取り組んでいるのが、未然防止の観点から、学校生活を充実させようという取り組みを、一生懸命行っておりまして、現在、中学校なども、安定した学校生活を送れるような環境が整っていますので、そういった意味では、未然防止や早期対応の仕組みが充実し始めているというようなところなんです。まだ、数値的に明確に減少したと言えるような取り組みにはなっていないのですが、学校側はよく努力していると思いますので、また、体制整備等、こちらができることを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○【山口委員】 子どもにとって、学校は大きいので、学校に行って、いろいろと体験をしてくること、もちろん学びもですが、生きる力にもつながると思うので、ぜひ、そのスタートっていいですか、そのことがうまくできるように導いていただければと思いますし、私もできるだけ、何かをいつも聞きながら、バックアップは直接はできないですが、させていただければと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

城所委員。

○【城所委員】 不登校のところで、少しお願いがあるのですが、数が多い少ないが、イコー

ル、よい悪いと短絡的に結ぶところを、少し考えていただきたいと、いつも思っているところです。

数が減ったことは、現場の努力が一理あるということも、もちろんだと思います。しかし、学校は、全ての子どもにとって樂園であるわけがないということが、多分事実だと思います。幾ら、提供する側が心を込めていいものを提供していても、受け取る側の感性としてだめなものはだめだっていうことも事実だと思います。

子どもって、大人を満足させるために、本当は、「ノー」なのだけれど、「イエス」と言ってしまうときがあると思うのです。自分にうそをついてでも、大人に沿ってしまって、特に、年齢が低ければ低いほどあると思うのですけれども、そうすると、ずっと自分にうそをついて、だまされ生きていかなくはいけないってということも、正直あると思います。そのときの子どもが、「ノー」だったら、「ノー」をそのまま受け入れていただけるっていうことをお願いしたいです。「ノー」を「イエス」にかえることが、もしかして簡単かもしれないけど、「ノー」を「ノー」と受け取るほうは、大人のほうにも力が要ると思うのですけれども、ぜひ、そのあたりのところは、皆さんにお願いしたいところです。

学校に行かないと学べないというわけではなくて、その子が生活しているところで、必ず何かしら学んでいるので、もし学校に来ていなくても、きょうその子がそこで何かを学んでいるというところを、祈るような気持ちで、見ていていただきたいというような願いがあります。

それから、暴力も、未然防止ということでお話をされていますが、ここ最近、「暴力」という単語をよく耳にするような気がします。今、「けんか」という言葉も出てきたのですけれども、必要なけんかもあるのではないかなと思います。子ども同士で解決するのも、その後、生きてくための大切な力になっていくと思うので、大人がどのぐらい介入していくか、さじかげんであると思うのですが、未然防止や早期対応がかえって抑圧になって、それが、鬱積したエネルギーが、違うところで爆発をするなどというようなことにならないようにも願っています。

何かと、子どもたちに要求が多くなっているような気がします。私たちのときは、そんなにいろいろと要求はされなかったのですけれども、今、いろいろと要求がふえているような気もするので、もちろん、大人は子どもにこうなってほしいって願いもあるかもしれませんが、本当にその子を見て、こなせる要求といますか、必要な要求を見極めて、私を含めてできるといいと思いました。

よろしく申し上げます。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 この複合の計、「25」という数字は、気になります。このアからカの分け方というのは、一律でこういう分け方で、全部基準決めているのですか。国立市の基準ですか。この基準について、もう少し詳しく教えてください。

○【佐藤委員長】 では、荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 不登校の基準につきましては、問題行動等調査の対応別の区切りになっておりまして、これが学校基本調査にも対応しておりまして、不登校に関しましては、全てこのような形で、一律に切らせていただいているところです。

非常に判断が難しい部分がありまして、この判断に、何が当たるのかというものは、基本的には学校の判断で分類していただいているというのが、現状でございます。

以上です。

○【嵐山委員】 例えば、非行と無気力や、それから、不安など情緒的混乱など、違いがわからない

ので、もう少しお願いします。

○【荒西指導主事】 そうですね。

○【嵐山委員】 難しいのでしょうか…

○【荒西指導主事】 微妙に、どちらかなと迷うのが、いつも学校が判断に迷うところで、6月のふれあい月間ではこちらに分類してあったのだけれども、11月ではこちらというところが、若干、差異があるというようなところで、明確に、非行はこういうものと定義するというような文面はございませんので、こちらの言葉のニュアンスで、学校の判断で分類していただいているというのが、実情でございます。

○【嵐山委員】 現実に非行ではなくて、この複合が多いのですね。

○【荒西指導主事】 そうです。判断がつかなくて、複合にするというケースが多いです。

○【嵐山委員】 複合が、一番多いのでしょうか。

○【荒西指導主事】 はい。

○【嵐山委員】 不登校は、子どもがかわいそうで、そして、教育の一番難しいところです。先生も努力するし、親も、当人も一番苦しいです。ですから、このことは深刻です。どうようにしたらいいのかと思って、とても、総計、「25」という数字は、気になる数字です。これは、先生が行って対応しているだけなのですか。例えば、クラスの友達か誰か、仲のいい人が行って声かけるなど、いろいろ対応が、幾つかあるのですか。

○【佐藤委員長】 荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 担任が対応するというを基本としながら、個々によって、それぞれ状況が違いますので、お友達のほうが来やすいというような判断をすれば、お友達に頼む場合もありますし、家庭と子どもの支援員といった支援員に迎えにいただくことが有効であるというように判断した場合、その支援員を使ったりなど、対応には、個々の条件でさまざまといった状況となっております。

○【嵐山委員】 大変ですが、不登校の問題は、一番深刻ですから、ぜひとも、先生方、いろいろな工夫をなさって、数を減らせるように頑張ってもらいたいです。

○【佐藤委員長】 施設的には、不登校の児童・生徒の受け皿として、適応指導教室があります。指導する側は、子どもたちが傷ついているだろうという意識を持ちながら、子どもたちが学んだり、人とかかわったり、体を動かしたりといった活動が行われています。子どもたちが学校や社会へとつながる大切な機関だと思いますので、細かい配慮が必要だと思います。学校へ行きたい時期、行きたくない時期、さまざま事情がありますけれども、学校や友達が、その子が学校に来るのを待っているというメッセージは、さまざまな形で伝えることができると思います。実際にいろいろやっていただいていると思いますけれども、ぜひ引き続き、お願いしたいと思います。

それから、城所委員がおっしゃったこともよくわかる気がします。以前、幼稚園の園長先生で、大学の附属幼稚園だったのですけれども、その先生がおっしゃったのが、子どもたちにいざこざを経験させるようにしている。子どもたちが欲しがると、また、遊びたいと思う遊具を故意に人数分をそろえないという教育環境にしていますというお話でした。いざこざや問題など何も起きない状態をつくることは不可能なので、そういうトラブル、いざこざを経験していく中で成長していく、トラブルの中にも教育があるというお話でした。

先月でしたか、学校で学習面以外でも自分を表現したり、友達を認める取り組みをしていただい

ありがたいというお話をしました。自分も他人も認められる、そういった心を育てていくことが大事ではないかと思います。必要ないざこざもあるのではないかというご意見は、そのとおりだろうと思います。トラブルが起きたとき、ちょっとしたいさかいがあつたときに、子どものためにどう対応することが必要なのか、一步踏みとどまって考えていただいて対応していただくことも大切であり、トラブルの中にも教育があるということにつながるのではないかと思います。

それから、いじめの状況に関しては、嵐山委員もおっしゃったのですが、不登校など、あくまで調査は実情の一側面なので、非常にすみ分けが難しいということです。特に、いじめの調査では、解消と判断したというところが、多少違和感があつて、心が痛みます。本当に解消したのだろうかと考えてしまいますし、いじめは非常に見えにくいところがあるので、引き続き、よく見てあげてほしいと思います。

それから、先ほど一中のいじめ防止プログラムの話がありまして、最新の「くにたちの教育」にも、紹介されていまして。市教委が、こうした取り組みを行っていることは、保護者はもちろん、地域の方にも、その内容までは、なかなか伝わりにくい部分もあると思います。さまざまな機会に、子どもたちのもともと持っている力や思いを引き出すような取り組みをしているということを伝えていただいて、地域や家庭とも力を合わせて、子どもたちをしっかりと見守って、支えていきたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

先日の教育フォーラムのときに、指導主事が、教育委員会とはどのようなところかというお話をされました。その中で、「教育委員会は、もちろん学校に指導もします。しかし、それだけではなくて、学校を支えることが大きな仕事です」とおっしゃいました。本当にそのとおりだと思いますので、とてもうれしかったですし、ぜひ、学校はもちろん、保護者にもその思いが伝わるような教育委員会でありたいということ、今、思ったので伝えさせていただきます。

調査の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



### ○議題(5) その他報告事項3) 市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、次に移ります。

その他報告事項3、市教委名義使用について、津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 では、お手元にあります平成25年度11月分、後援等名義使用承認一覧をごらんください。

今回は、4件ございます。

最初は、くにたちのクリスマス実行委員会主催の「くにたちのクリスマスVOL. 15」です。「いつまでも国立に住み続けたい」という願いを実現するために、地域コミュニティーの形成並びに親睦を目的とし、クラシック音楽を中心とする演奏会を、12月23日14時より、くにたち市民芸術小ホールにて行います。参加費は、一般1,800円、シルバー・学生1,500円、小学生以下1,000円、ペア3,000円となっています。

2番目は、多摩川ロードレース実行委員会主催の「第12回多摩川ロードレース大会」です。市民・都民を対象にスポーツの普及と発展に寄与することを目的としたロードレース大会で、2キロの部は小学生、5キロ、10キロの部は一般、壮年、女子を対象として行います。開催日は、平成26年2月9日、国立市多摩川河川敷公園グラウンド及びランニングコースにて行います。参加費は、小学生

1,000円、中高生2,000円、大学生以上3,000円で、事前の申し込みが必要となっています。

3番目は、賽の神どんど焼き実行委員会主催の「第37回賽の神どんど焼き」です。国立の子どもたちに伝統行事のどんど焼きを通し、郷土意識を高めることとともに、文教都市にふさわしい健全な青少年の育成を目的とし、平成26年1月12日、13日に、谷保第三公園を会場に行います。入場は無料です。

4番目は、ユリ・リトミック教室主催の「第35回ユリ・リトミック教室記念公演」です。市内での教室開講35周年を記念し、スイス人考案の音楽教育法であるリトミックの理解と普及を目的に、講座受講者の音楽とダンスの発表を、平成26年3月29日、30日に、くにたち市民芸術小ホールにて行います。入場料は、2,500円です。

以上、4件につきまして教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。

ご質問、ご意見などございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(6) その他報告事項4) 要望書について(2件)

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項4) 要望書についてに移ります。

林教育次長、お願いします。

○【林教育次長】 ご要望は、2件ございます。

第29期国立市公民館運営審議会より、国立市公民館の職員配置に関する要望書を、国立市東の佐々木様より、教育委員会の運営に関する要望書をいただいております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

是松教育長。

○【是松教育長】 それでは、1件目の公民館の要望書につきましては、人事要望ですので聞きとどめ置くだけにしておきたいと思っております。具体的には、市の人事方針、あるいは全体人事の中で行っていくものでございますので、こういう希望があるということだけとはどめていくということで、とどめておきたいと思っております。

それから、もう一つの教育委員会の運営に関する要望についてですが、まず、一つ目の要望書を無視しないことということでございます。

要望書につきましては、必要な意見、あるいは感想がある場合について、教育委員が発言して意見や感想を述べるということにとどまっております。当然ながら、特に意見、感想を述べる必要がないと思えば述べてなくてもいいので、5人の委員が必ず、全てに意見、感想を述べる必要もないというのが、これまでの慣例でございます。こうした中で、中には5人の委員が、どなたも意見、感想をおっしゃらないということもありますが、それは無視したということにはならないと思っております。

ただし、今回ここで9月の要望について具体的にご指摘されておりますので、これについて触れておきますと、9月の要望書は、同じ要望者から出された6月の要望書、具体的には、「卒業式、入学式のあり方」についての要望であったのですけれども、これに対して述べた意見、感想に対して、特

に、私の意見、感想に対して、同じ要望者から9月に再考を求める、あるいは、その意見の根拠を求めるというような内容のものでございました。どちらかという、要望書というよりも質問状のような体裁のものでございました。したがって、これにお答えして、またそのやりとりで質問が出てくるというようなことは避けたいと思いましたので、私はあえてこの9月の要望については、意見、感想等といいますか、触れずに置いたものでございます。

それから、2番目の議事録の改ざんをしないことということでございます。教育委員会の議事録は全文筆記ということを決めてあります。したがって、教育委員会の定例会の中で話した、一言一句が記録されていくということが原則でございます。ただし、そうは申しましても、テープ起こしで文章化していくのでございますけれども、その段階で、明らかに固有名詞を間違えている、あるいは、団体の名称が取り違えられて発言されたというような場合には、訂正をさせていただきますし、あるいは、また、不適切な表現、これはめったにないのですけれども、そういう表現があった場合には、訂正をさせていただきます。それから、当然ながら口語会話のものを文章化していくので、それをそのまま記載してしまうと、文章にしてしまうと、例えば、主語や述語が不明瞭であったり、あるいは「てにをは」が欠落していて、読んでも意味が通じなくなる、あるいは違った意味に捉えてしまうというような場合がございますので、そういうような場合に限っては、最小限の補筆訂正をするということを原則で行っているところでございますので、議事録作成については、その原則にのっとり、引き続きつくっていくように努力したい、努めていきたいと思っております。

それから、3番目の懇談会でございますけれども、懇談会は、主に事務局から、次回提出予定の議案が、あるいは、その議案に関する制度について、事前の説明を行っていくために開催しております。特に、行政的な、事務方が作成するものですので、法律に関係するものは、制度が複雑なものもございますので、定例会で直接そのような議案を付しても、各教育委員の方に、共通的な知識がないとなかなか意見がかみ合わなくなったりしますし、また、それに関する質問が多く出ますと、議事進行に支障が出ますので、そういうことのないように、事前に議案の趣旨説明や、あるいは背後にある制度、あるいは関係法令等の関連を説明していくために行っております。決して、その懇談会の場で意思決定を行ってはいないということは、各教育委員、ご承知のとおりでございます。そのような機能のための懇談会でありますので、引き続き、その従来の機能を生かして行っていきたいと思っております。

それから、4番目の議案の決定に際して、事前に市民に意見を聞くことということでございます。グリーンパスの例を出されていますが、グリーンパスの制度見直しの最終決定は、教育委員会が行わなければならないということになっておりました。したがって、30年間にわたる見直しを行ってこなかったグリーンパスについて、見直しの議案を提出するに当たって、教育委員会事務局のほうで、いわゆる市民説明会を開き、市民からの意見を求めて、あるいは、議会で報告をし、議会での意見を求めた上で、最終的に、9月の定例教育委員会で、第47号議案、国立総合体育館条例の施行規則の一部を改正する規則案として、それらのさまざまな意見を付した上で事務局案として提出させていただきました。各教育委員の判断を仰ぎ、現在の制度執行をしているのでございますので、市議会で行うというように書いてありますけれども、このグリーンパス制度の見直しの意見募集は、教育委員会の最終決定のために必要な意見として募集したものでございます。これは、同じように、最近では図書館の「子ども読書推進計画の第2次計画の策定」に際しても、パブコメをとって、そのパブコメの内容について教育委員にお知らせし、内容について決定をしていただいたといういきさつがございます。このように、教育委員会で、必要な制度の改正や、計画の策定をするときには、できるだけ事務局に

において意見募集、パブコメ等を行いまして、教育委員会の判断を仰ぐというような、今、方向をとっておりますので、決して教育委員会が意見を聞かずに、全てを決めている、さまざまなことを決定しているということはないところでございます。ただし、以前からこの要望者等からも、教育委員と市民、保護者等の懇談会であるなど、あるいは、意見交換会のようなものは必要ではないかと言われております。その件については、そのままになってきたというところでございますので、今後、どういう形でそのような意見交換会を行っていくのがいいのかというようなことを、また、教育委員内部で検討していく必要があるかと思っております。

5については、特に、あえて触れないでおきます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 さまざまご意見がございました。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 で、これは、今のに関して見ると、私の発言の下に線を引いてあって、丁寧にこれが問題だということですか。

○【是松教育長】 それは、こちらで用意したものです。

○【嵐山委員】 違うのですか。これは、違うのですか。

○【是松教育長】 はい。要望者の言っていることを、皆さん、共通認識できるように、こちらでつくったものです。

○【嵐山委員】 ああ、そうですか。わかりました。

○【是松教育長】 ここのところを言っているのだからということですか。

○【嵐山委員】 そうでしたか。（「それ、おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○【嵐山委員】 何ですか。（「そんなふうにやっちゃって、ちょっと、素直に要望しているのなら、素直に受け取ってもらって、自分でこうとか言う必要はないのではないのではない」と呼ぶ者あり）

○【嵐山委員】 だから、いやいや、だから言います。（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

○【是松教育長】 すみません。（「嵐山さんではないよ。そんな線を引いてさ、ここが要望者の言いたいことなんて、おかしいです。それは。そんなことをしたらまずいよ」と呼ぶ者あり）

○【嵐山委員】 いやいや、だから。（「いやいや、嵐山さんがどうこうではないです」と呼ぶ者あり）

○【嵐山委員】 いや、これから、私の意見を言いますよ。

○【宮崎教育総務課長】 あとで・・・

○【嵐山委員】 まず、私がなぜかっていうと、何、やめますか。

○【林教育次長】 いいえ、中では・・・

○【嵐山委員】 いいですか。

○【佐藤委員長】 はい。嵐山委員、どうぞ。

○【嵐山委員】 まず、この人は要望書をバッシングするのか、無視するかのどちらかっていうことではないです。要望書によっては、聞いているじゃないですか。それから、要望書に対して反対の意見もあるけれど、つまり、要望書に対して、結構、私は反対することは、自分でも多いと思うから、要望書に対して、反対をすることをバッシングって言われるとつらいです。要望書があったら、こうしましようっていいですか、自分がそうではないと思うことは、はっきり、違いますというので、それ



をバッシングって言われてしまうと、自分の意見を何も発言できないです。ですから、まず、こう言われると、無視したほうが良いという気のほうがするのです。

それから、要望書に出てくる、警察と学校の相互連絡制度に関することを、特に、この方は言っておられるので、これは、私が、一番ぼんぼんと意見を言ったから、それに対してとても反論しているのだらうと、自分ではそういう判断を持っています。だけれど、思いつきで言われていると、例えば、「本人の頭越しに、学校と警察が情報提供はしない」と思うと言ったことを、思いつきと言われると困るので、これに関しては、例えば、「本人の頭越しに学校と警察が情報提供をしているような環境で、子どもが健全に育つはずがありません」ということが書いてあったから、それに対して、本人の頭越しに学校と警察が情報提供はしないということを言ったわけです。ですから、その意見に対して、私の意見を言ったわけです。実際そうですから。学校も、教育者は、自分の生徒のことを警察に言いつけることはしないでしょ。警察も、鬼や悪いやつではないのではないのです。警察は、もっと凶悪事件、ひどい事件があるのだから、一々、警察から学校に、このようなことだと、よほどでないとそのままで。そういうことを言っているのです、例えば、思いつきというように言われたのでは、困るということが、一つあります。

それから、今、線のことで話があるけれど、勘違いをしてしまったことは、懇親会で、既に方向が決まっているようではという、その議案について、要望書を出しても無駄なことになってしまいますと、知らなかったのだから、懇親会に出てないのです。いきなり来ているのです。ですから、懇親会で、きょうはこんなことがあるから何とかなどということ、やっていけば、今のような話はないわけです。

それから、僕が言うのでは、何ていうのか、自分で判断すると、教育委員会を悪く言えばすむという日本流の風潮があるってということも、かんにさわったのかもしれませんが、私の判断なのかという気もしますけれども、実際、何か、例えば、凶悪な事件の大阪のことが常に頭にあって、あの大阪のような事件は、昔はなかったです。ですから、例えば大阪のようないじめ事件があると、それから大阪の事件もあって、世間というのは、何かそういう事件が起こると、結局、誰か悪者をつくらないと気が済まないのです。わけがわからなくて、みんな、「教育委員会が…」と言うところがあるのです。教育委員会がどういうものであるのか知らずに、何かあると、大阪の問題も、もちろん大阪の教育委員会は悪いけれども、日本全体に、今、蔓延しているいじめや、そういう教育のいろいろな問題は、もちろん、教育委員会の責任ではあるけれども、それと同時に、戦後の日本が、我々が変えてしまったいろいろな制度の欠陥が出てきているわけです。それは、教育の問題ではあるけれども、日本人が、一人一人、自分の問題として考えていかなければいけない問題なのです。自分の問題として、しょっていかなければ、それも、必ず、何かと言うと、何かをもう教育委員会で話すのはいやだとはっきりと思っているのです。なぜかと言うと、何かあるたびに、教育委員会が悪いと言って気がすむって風潮が、今、日本にはあるのではないですか。私は、そのことを言っているわけで、それ証拠を…（「そんなものがどこにあるのですか。発言中、申しわけないけれども」と呼ぶ者あり）

○【嵐山委員】 何ですか。（「嵐山さん、それ以上言わないほうが良いよ、そんなことでは」と呼ぶ者あり）

○【嵐山委員】 だけれど、言いたいです。

○【佐藤委員長】 ご意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。ありましたら。

山口委員。

○【山口委員】 要望書が二つ出ておりまして、一つ目が、是松教育長から、人事案件なのでということだったので、公民館の職員配置に関する要望書なのだけれども、運営審議会から出ている要望書なのですが、少し違和感を持ったので、運営審議会であれば、教育委員会に、要望書として出すのではなくて、言葉の関係がよくわからないのですけれども、いわゆる教育委員会の中の一部と、私は認識をしているので、こういうようにして要望書が審議会から出されるのは、少し違和感を感じたのですが、そのあたり、何か、どうなっているのかをお聞かせいただきたい。

○【佐藤委員長】 宮崎教育総務課長。

○【宮崎教育総務課長】 公運審は、本来、公民館長の諮問に応じてということが、本来の機能でありますので、公運審という機関として、附属機関として、教育委員会に要望するというに、違和感があるということですが、そのとおりだと思います。

一方、この要望の取り扱いにつきまして、そういった機関から出してはいけませんという明確な規定もございませんでしたので、今回、特に、教育委員の方のほうにお出しした上で、この場で取り上げてほしいという希望が、昨年からございましたので、そのように取り扱わせていただいております。線引きをどこにするかということが明確でない中で、非常に微妙なところはあるのですが、要望書として、体裁を整えているという状況がありましたので、受付をさせていただいております。

○【佐藤委員長】 是松教育長。

○【是松教育長】 こういった要望書は、過去にも公民館から、人事要望はいただいております。それは、佐藤市長、あるいは私宛て、もしくは委員長宛てに、個別に来ていたわけでご覧になって、それについては、ご記憶があるかもしれませんが、教育委員会の場の要望書としてではなくて、いただいた要望書として教育委員にも写しをお配りしておきますということで、教育委員の方にも個別に、机上配付でお配りはしているのです。今回も、そういうことではどうですかということで申し上げたのですけれども、教育委員会の正式な席上で要望書としての取り扱いとしてほしいと、強くおっしゃいまして、こちら、それは少しおかしいのではないですかというようなことも申し上げたのですけれども、ぜひそうしてほしいのだったということで、平行線でしたので、それ以上、言い争ってもしようがないことですので、お出ししたといういきさつです。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 この要望書に、具体的に、私の発言に対することですから言っているのです。

「本人の頭越しに情報提供をしないなどという発言もあるなど、事実に基づかず、思いつきの発言が目立ちます」というように書いているのではないですか。だから、これに関しては、先ほど言ったように、もうそれ以上言うなどおっしゃったけれども、それでも言わざるを得ないわけです。反論してはるわけです。

それから、さらに、「教育委員会を悪く言えばすむという日本流の風潮がありますという発言もありましたが、そのような風潮は、本当に日本にあるのでしょうか」と言うから、あるではないですかと言っているわけです。そういうことですよ。それが、私の考えが、間違いだというのだったらしようがないけれど、追加しておきます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

○【山口委員】 それでは、戻って、公運審との関係性を、何となく危惧といいますか、そんな気が少しするものですから、どうしたらいいかということは、すぐに思いつかないのですけれども、何か

疎遠になっているような部分があるのではないかという気がしなくもないので、まず、事務局でいいますか、石田館長もいるのですけれども、そのあたりのところで、関係性を持って、お互いに聞く耳を持ってやっていくということが、おそらくできてないから、このような要望書が出てくるのだろうと、実際、当事者になっていないので、言い方が難しいのですけれども、そういうふうに思うものですから、ぜひ、そのあたり、ご努力いただければありがたいと思います。

それから、次に、教育委員会の運営に関する要望で、先ほどの陳情では、「教育委員会、頑張れ」と言われて、今回は、「教育委員会は、要らない」と書いてあるのですけれども、両方とも、励ましの言葉だと思って、私は受けとめています。

今、見つけていたのですが、岩波新書から、「教育委員会」という本が出ていて、ぱらぱらと読んでいて、どこの教育委員会も、「ほとんど記録はとってないし、公表もしてないし、傍聴もほとんどない」と、この本に書いてありました。

○【嵐山委員】 その岩波新書の本に、載っています。私も読みました。

○【山口委員】 この本には、書いてあります。ですが、本当にそうなのかどうかはわかりませんし、何となくそうではないのかと感触を持っているのですけれど、ここに書いている人がいるわけです。その中において、国立市の教育委員会は、すごいなと思った裏返しで、いろいろな意見も言っていたり、関心を持っていただいているっていうことは、とても大事にしていかなければいけないし、もう一度、そここのところで、我々もどのようにしていくのがいいのかということ、個別、個々の内容は申しわけないのですけれども、置いておくのですが、そういうようなことがあるのだということ、ともに進んでいく、全ては子どものためだと思っているのですけれども、進んでいければ、一番いいというように、感想ですけれども、思います。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ご感想をいただきました。

ほかに何かありますか。

城所委員。

○【城所委員】 1件目の公民館の要望書は、全体的な人事のバランスがあるのですが、ぜひ、公民館が発展して、活発になるような方においていただいて、お仕事をさせていただきたいと思います。

もう1件の教育委員会の運営に関する要望書をいただいて、私がこの中で考えたことは、「責任」という言葉について考えました。

私どもの責任というのは、自分が何か判断するとき、他人任せにしたりするのはやめて、そのときの自分のレベルといいますか、自分がどのようにそのことを捉えていて、判断に至ったかということが、きちんと自分自身でわかっていることだと思っています。使う言葉、一つ一つの言葉にエネルギーがありますので、大切に扱わなくてはいけないなということは、いつも思っています。

それから、議論ということも大事だとは思いますが、どの方も、それぞれ、今、5人でしていますけれども、それぞれの考え方は違うところもあります。それぞれ、お互いに違うところから出発しないと、おそらく、何か生まれるような議論はできないのだと思っています。やはり違いを認めて、その上で、物事はどのように動かしていくのかということ、私は常に念頭に置いているつもりです。

今、教育委員会制度について、先ほども陳情のほうでもいろいろとありましたが、おそらく大きな分岐点になっていくのだと思います。今までいろいろな制度があっても、機能していたり、していなかったり、いろいろなことが明らかになって来ていて、今後どうするかということにきているん

ではないかと思えます。いただいた要望書の中で、尊重させていただくところは尊重させていただきたいと思えます。尊重させていただくのですが、それを実現するっていうことは、また、別になってくることもあると思えます。

それから、場が開かれているということについて、要望者の方がいらっしゃったりとか、お聞きになられている方がいらっしゃったりと、物理的に、場は開かれているのですけれども、私たち自身のメンバーが、自分自身が、オープンでこの場において、いろいろなことが話せるっていうことは、とても大事だと思いますので、閉じるよりもオープンということでやっていければ、私はいいなと思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 感想をいただきました。

是松教育長。

○【是松教育長】 先ほどの議事録の件ですけど、私は、岩波新書の本は読んでいないのですけれども、おそらく、教育委員会といっても全国都道府県市区町村ごとにあるのですから、かなりの数の教育委員会が組織として、全国にあり、その全体の統計の中でいくと、もしかしたら、議事録というものは、全言筆記ような形で厳密につくられていなくて、また、開示もされてないという教育委員会もあると思えます。実は、教育委員会制度が機能していないのではないかというところには、そういった都道府県市区町村のそれぞれの教育委員会で、やはり機能の発揮の仕方に温度差があるっていうことは、たしかだと思えます。

自慢するわけではないのですが、国立市の教育委員会のように、傍聴者も大変多くいる中で、当然来られない方に向けての議事録もしっかりつくって、それをホームページにアップして、どなたでも見ていただけるっていうような、なるべく開かれた形での教育委員会にしていこうと努力してる地区もあれば、中には、全国は広いのですから、教育委員会というのは、傍聴者もないし、要望書や陳情もほとんど出てこないし、議案を出しても、ほとんど意見、感想もなくて、議論もされずに、いわゆる「しゃんしゃん総会的」に決まってしまうっていうような教育委員会もあるということは承知しておりますので、そういった全体を、おそらく、岩波新書の本は、そういう、全ての教育委員会の中の統計として、おっしゃっているのだろうなと思えますが、今、多くの教育委員会がそれではいけないっていうことで、もっと教育委員会としての責任と権限を明確にして、教育委員会の本来の機能をしっかり発揮していこうということで、今、努力しているところでございまして、それに対して教育委員会制度の見直しという議論が起きている中で、本来的に、もう制度的にだめなのだろうという意見と、制度はしっかりしているので、それをどう機能させていくかっていう努力の問題だっていうところで、今、意見が二分しているのだと思えます。ですから、おそらく、議事録の関係で書かれたのはそういうことも含めて、全体を見て言っていることだと思えます。ただし、東京都都市部を見ますと、ほとんどこの教育委員会も、議事録は作成していますし、ほとんどのところでホームページ上でも公開をしているというところが、大半だと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

公民館の職員配置に関しては、毎年のように、強い思いを持って、要望書を出していただいています。この件に関する要望については、要望される方と、話し合う場を教育委員会としても持っていていただいていると聞いておりますので、しっかり話し合いはできていると思えます。

要望書を読んで、少し早いのですけれども、34年の長きにわたり公民館事業にかかわっていただいた職員が3月末に退職するという事ですので、公民館活動の活性化にご尽力いただいた職員に、感謝の気持ちをお伝えしたいということが、まず一つです。

それから、職員の配置に関しては、先月、回答書ですか、出していただきました。また、市としての基本的な考え方についても、宮崎教育総務課長から、お話をいただきましたので、それに沿ってよろしくお願ひしたいということです。

それから、ナンバー37の要望書に関しては、是松教育長から細かくお話をいただきましたので、私は本筋のところ、感想、意見を申し上げたいと思います。

初めのほうに、現在の委員で構成される前には、教育委員同士の議論がもっとあったとありました。一方で、最近の定例会を傍聴した方からは、非常に前向きな議論だったという声も届いています。いろいろな捉え方やお考えがあるということだと思います。いずれにしても、現在の委員で構成される前も、現在も、国立市の教育を前に進めるために教育委員は力を尽くしていると、私は考えています。

それから、きょうの教育長報告のあとで、公運審、それから社会教育委員の会の内容もお伝えいただきました。これは、前にもお話ししたと思いますけれども、こうした協議会や審議会等で意見を吸い上げ、議論を積み上げて、決定に至っているということをご理解いただきたいと思います。

また、要望書の扱いについては、こちらも以前にお話ししたと思うのですけれども、要望書を尊重する、あるいは受けとめるということは、扱う時間の長さではかえることはできないと、私は考えています。

また、先ほど城所委員のお話にもありましたけれども、受けとめるイコール要望のとおりになるということではありません。要望のとおりになるかどうかは、その内容次第ということです。

また、たくさん声や思いがあることは承知しています。要望は、中でも非常に思いの強い方が、文章にして届けていただいていると思っています。そうした要望もたくさんある声の中の一つとして、教育委員はその理解に努め、受けとめる努力をすることも、これからは変わらないと思っています。

それから、定例会は合議の場としてとても大切に考えております。ですので、教育委員が発言を控えるような状況は好ましくないと思います。要望書が、各委員の発言に縛りをかけると、捉えかねないような内容については、少々残念に思います。

それから、要望書を受けとめるということについてですが、要望書を扱う時間は定例会の最後のほうに限られていますけれども、ぜひ、定例会全体の議事を通してご判断をいただきたいと思います。

感想は、以上です。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 ないようですので、本日の審議案件は全て終了しました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようにになりますか。

林教育次長。

○【林教育次長】 次回、1月の定例会でございますが、1月28日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室としたいと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は、1月28日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

ことしの仕事納めまであと3日ありますが、この1年、国立市の教育を進めていくに当たり、多く

の方々のお力をいただきました。心から感謝をしています。

学校の先生方、職員の方、また、保護者、地域の皆様、そして社会教育施設の職員を初め、事務局の職員にも大変お世話になりました。

教育委員一同、深く感謝をしております。本当にありがとうございました。

また、傍聴の皆様、年の暮れにもかかわらず、足をお運びいただきありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で終わります。

午後4時05分閉会